

公正な研究活動の推進に関する規程

(2017年3月2日制定)
最近改正2021年1月20日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「大谷大学における公正な研究活動の推進に関する基本方針」に基づき、大谷大学及び大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)における公正な研究活動を推進し、研究活動における不正行為及び研究費等の不正使用(以下「研究不正」という。)を防止するとともに、研究不正が生じた場合における対応等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に関連する規程、細則等における用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「教職員」 「大谷大学職制規程」(以下「職制規程」という。)に定められた専任職員、契約職員及び兼任職員
- (2) 「研究者」 職制規程に定められた専任職員、契約職員及び兼任職員並びに本学で研究活動を行う研修員、客員研究員、特別研究員、嘱託研究員、協同研究員等、研究に関わる者。また、本学に在籍する学生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学研究生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。
- (3) 「研究活動」 研究計画の立案、計画の実施、成果の公表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項
- (4) 「研究対象者」 研究のために個人の情報及びデータ等を提供する生存する個人及び集団。実験研究において実験の対象として実験に参加する者及びフィールド研究等において調査対象として研究協力する者を含む。
- (5) 「研究倫理」 研究を進めるうえで必要とされる倫理規範
- (6) 「コンプライアンス」 法令、本学の規則等を遵守し、研究費等を適切に使用すること。
- (7) 「競争的資金等」 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の適用対象となっている研究費
- (8) 「公的研究費」 前号に加え、国及び各省庁が所管する独立行政法人並びに地方公共団体等が配分機関となり、特定の教育研究活動に対して配分される研究費
- (9) 「公的研究費等」 前号に加え、本学の研究資料費、真宗総合研究所の研究費、受託研究費、共同研究費等本学が運営及び管理する全ての研究費
- (10) 「研究費等」 在外研究員助成金、学術刊行物出版助成金等を含めた、本学が運営及び管理する研究に関わる全ての経費
- (11) 「不正行為」

ア 故意による次の行為、又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の行為

(ア) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(イ) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(ウ) 盗用 他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(12) 「特定不正行為」 前号アの行為

(13) 「不正使用」 法令及び本学の規則等に反する研究費等の使用

(14) 「副学長等」 職制規程第16条から第17条の2までに規定する者及び同規程第31条の4のうち、図書館長、博物館長、真宗総合研究所長及び人権センター長

(研究倫理規程及び研究倫理ガイドライン)

第3条 本学は、公正な研究活動を推進するために研究者が修得すべき倫理規範について、「研究倫理規程」及び「研究倫理ガイドライン」に定める。

(研究倫理教育及びコンプライアンス教育)

第4条 本学は、公正な研究活動を推進し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を防止するために、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施しなければならない。

2 研究者は、前項の研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受けなければならない。また、受講後に誓約書を提出しなければならない。

第2章 公正な研究活動の推進体制

(公正な研究活動の推進体制)

第5条 本学は、公正な研究活動を推進するために、第6条から第9条までに定める責任者を置き、第10条から第12条までに定める委員会及び第13条に定める室を置く。

(最高管理責任者)

第6条 本学における公正な研究活動の推進及び研究不正の防止を総括するために、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長がこれに当たる。

3 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するための基本方針を策定及び周知し、それらを実施するための必要な措置を講じる。

(統括管理責任者)

第7条 公正な研究活動の推進を統括するために、2名の統括管理責任者を置き、そのうち

の1名は研究活動を担当し、他の1名はコンプライアンスを担当する。

- 2 それぞれの統括管理責任者には、次の者を充てる。
 - (1) 研究活動担当 研究・国際交流担当副学長
 - (2) コンプライアンス担当 学監・事務局長
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受け、公正な研究活動の推進及び研究不正の防止についての具体的な対策を策定し、その実施状況を最高管理責任者に報告する。

(研究倫理教育責任者)

第8条 研究倫理教育を実施し、研究倫理を尊重した研究活動を推進するために、2名の研究倫理教育責任者を置く。そのうちの1名は研究者を対象とする研究倫理教育を担当し、他の1名は学生を対象とする研究倫理教育を担当する。

- 2 それぞれの研究倫理教育責任者には、次の者を充てる。
 - (1) 研究者対象の研究倫理教育 研究・国際交流担当副学長
 - (2) 学生対象の研究倫理教育 教育・学生支援担当副学長
- 3 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者(研究活動担当)の命を受け、研究者及び学生に対して研究倫理教育を定期的実施し、受講状況を管理及び監督する。
- 4 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の修了が確認できない者については、研究費等への申請及び運営又は研究費等の管理に関わらせない。
- 5 研究倫理教育責任者は、業務を達成するために研究倫理教育副責任者を置き、第3項に定める業務を補佐させることができる。

(コンプライアンス推進責任者)

第9条 研究費等の不正使用防止対策を実施し、コンプライアンスを推進するために、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、研究・国際交流担当副学長をこれに充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者(コンプライアンス担当)の命を受け、次の業務を行う。
 - (1) 研究費等の不正使用防止対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 研究費等に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理及び監督する。
 - (3) 研究費等の管理及び執行をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講者から、次の内容を記した所定の誓約書を徴集する。誓約書の提出がない者については、研究費等への申請及び運営又は研究費等の管理に関わらせない。
 - (1) 本学及び研究費等の配分機関の規則等を遵守すること。
 - (2) 公正な研究活動を行うこと。
 - (3) 規則等に反して不正を行った場合は、本学及び研究費等の配分機関による処分の対象となり、法的な責任を負うこと。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、業務を達成するためにコンプライアンス推進副責任者

を置き、第3項に定める業務を補佐させることができる。

(公正な研究活動推進委員会)

第10条 本学における研究活動及びコンプライアンスの推進体制を整備し、公正な研究活動を推進するために、公正な研究活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、「公正な研究活動推進委員会規程」に定める。

(研究倫理教育・審査委員会)

第11条 研究倫理を尊重した研究活動を推進するために、委員会のもとに「研究倫理教育・審査委員会」を置く。

2 研究倫理教育・審査委員会に関する必要な事項は、「研究倫理教育・審査委員会規程」に定める。

(研究費等不正使用防止委員会)

第12条 コンプライアンスを備えた適切な研究費等の管理運用を推進するために、委員会のもとに「研究費等不正使用防止委員会」を置く。

2 研究費等不正使用防止委員会に関する必要な事項は、「研究費等不正使用防止委員会規程」に定める。

3 本学は、研究活動に関わる者が法令、本学の規則等を遵守し、適切に研究費等を使用及び管理できるよう次の規則を定める。

(1) 研究費等を使用するうえでの指針となる「研究費等の使用に関する行動規範」

(2) 研究費等の適正な予算執行を行うための事務手続きとなる「研究費等の適切な管理・運用のための取扱要領」

(3) 不正使用の発生する要因を把握し、これに対応する防止計画を立てることにより、研究費等の適正な管理・運用を行うための「研究費等の不正防止計画」

(公的研究費監査室)

第13条 公的研究費の監査を実施するため、最高管理責任者のもとに「公的研究費監査室」を置く。

2 公的研究費監査室に関する必要な事項は、「公的研究費の内部監査に関する細則」に定める。

第3章 研究不正への対応

(研究不正への対応)

第14条 本学は、第2条第11号及び第13号に定める研究不正の疑いが生じたときに対応するため、調査手続や方法等に関する仕組み及び体制を定めるものとする。

(対応責任者)

第15条 本学における研究不正への対応に関する責任者(以下「対応責任者」という。)

は、研究・国際交流担当副学長とする。

- 2 前項にかかわらず、研究・国際交流担当副学長が告発者又は被告発者と直接の利害関係を有する場合は、最高管理責任者は、研究・国際交流担当副学長以外の副学長等の中から対応責任者を指名しなければならない。

(窓口)

第 16 条 本学における研究不正に関する告発又は告発の意思を明示しない相談に対応するため、研究不正相談・告発窓口(以下「窓口」という。)を置く。

- 2 窓口は、教育研究支援部教育研究支援課及び学外の弁護士事務所に置く。
- 3 窓口は、次の業務を行う。
 - (1) 研究不正に係る相談
 - (2) 研究不正に係る告発の受付及び告発者への受付通知
 - (3) 研究不正に係る告発に関して提供された情報の整理及び対応責任者への取次ぎ
 - (4) 「研究活動における不正行為への対応に関する細則」第11条及び「研究費等の不正使用への対応に関する細則」第10条に規定する不服申立ての最高管理責任者への取次ぎ

(研究不正に関する相談)

第 17 条 研究不正の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、窓口に対して相談をすることができる。

- 2 窓口は、告発の意思を明示しない相談があり、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究不正が行われようとしている又は研究不正を求められている等であるときは、窓口は対応責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があった場合は、対応責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。
- 5 窓口は、研究不正に関する相談が、告発に至らなかった場合においても、その相談内容及び対応については、対応責任者に文書で報告するものとする。

(研究不正に関する告発)

第 18 条 告発は、顕名によるものとし、次の事項を明示した書面(ファクシミリ、電子メールを含む。)、電話、面談等により、窓口に対して直接行わなければならない。

- (1) 研究不正を行ったとする研究者、グループ等の氏名又は名称
 - (2) 研究不正の具体的内容
 - (3) 前号の内容を不正とする科学的合理的理由
- 2 前項に関わらず、匿名による告発があった場合、その内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
 - 3 対応責任者は、当該告発の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該告発を通知する。
 - 4 第 1 項の告発が書面でなされるなど、窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方

法による告発がなされた場合は、窓口は、告発者に告発を受け付けたことを通知する。

- 5 第1項に定めるもののほか、研究不正が報道により指摘又は学会並びに他機関から指摘された場合も、対応責任者は、第1項の告発があったものとみなすことができる。また、本学の研究者による研究不正がインターネット上に掲載されていることが確認できた場合も同様の取扱いができる。

(告発への対応)

第19条 対応責任者は、第16条第3項第3号の規定に基づく報告を受けたときは、速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するとともに、告発に対応しなければならない。

2 告発への対応は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者により行われなければならない。

3 最高管理責任者は、業務上、告発への対応に関わる職が規程等に定められている場合で、当該職にある者が告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する場合は、規定によらず交代させることができるものとする。

4 第1項の対応について、第2条第11号に係る事案は「研究活動における不正行為への対応に関する細則」に定め、第2条第13号に係る事案は「研究費等の不正使用への対応に関する細則」に定める。

第4章 所管等

(所管)

第20条 この規程に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、委員会に諮り教授会の議を経て、学長が決定する。

付 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、2019年3月22日に一部改正し、2019年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、2021年1月20日に一部改正し、2021年4月1日から施行する。